

気候変動適応計画改定の スケジュール等について

次期適応計画の改定ポイント案

■ 影響評価報告書を踏まえた適応策の検討

- 影響評価報告書で示された「重大性」「緊急性」「確信度」に応じた、施策の整理を実施する。
- 分野別施策の各分野、項目での記載において、各分野での影響や適応策の特徴を考慮した【適応策の基本的考え方】※を定め、この考え方を踏まえた施策を適応計画に位置づける。

※ これまで一部の分野でのみ記載あり。

■ 気候変動適応の進展の状況を把握・評価するPDCA手法による進捗管理

- KPI(対策評価指標)を用いて毎年度のフォローアップを実施。更に、施策実施による適応の進展を確認する目的で適応策進展の把握・評価報告書を作成する(5年毎、中間年に中間報告書を作成)

○これらを念頭に次期適応計画の改定について検討を進める。

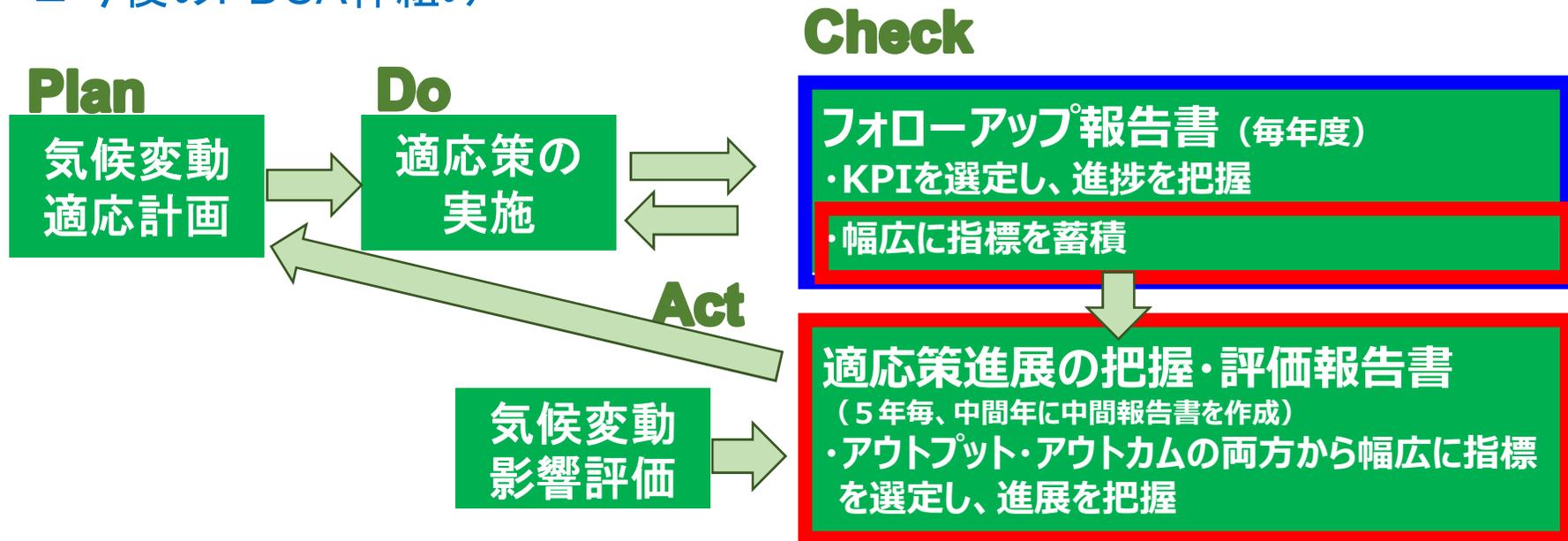
気候変動適応計画の改定スケジュール案

- 令和2年12月に公表した気候変動影響評価を踏まえ、令和3年度に気候変動適応法第8条に基づき気候変動適応計画を改定する予定。
- 検討のスケジュールは以下の通り。

12月	気候変動影響評価書 公表
3月～4月頃	計画骨子案等の検討(環境省で素案を作成)
6月頃	気候変動適応推進会議(計画骨子案の確認、分野別・基盤的施策の基本的施策やKPIIに関する検討方針の確認・依頼)
7月頃	計画骨子案のパブリックコメント
9月頃	PDCA検討委員会、気候変動影響評価等小委員会(計画案等)
秋頃	気候変動適応推進会議(計画案等の承認) 関係行政機関の長との協議
秋頃	気候変動適応計画の閣議決定・公表

(参考) 今後のPDCA枠組み

■ 今後のPDCA枠組み



■ 対策評価指標 (KPI) による、短期的な施策の進捗把握 (青枠)

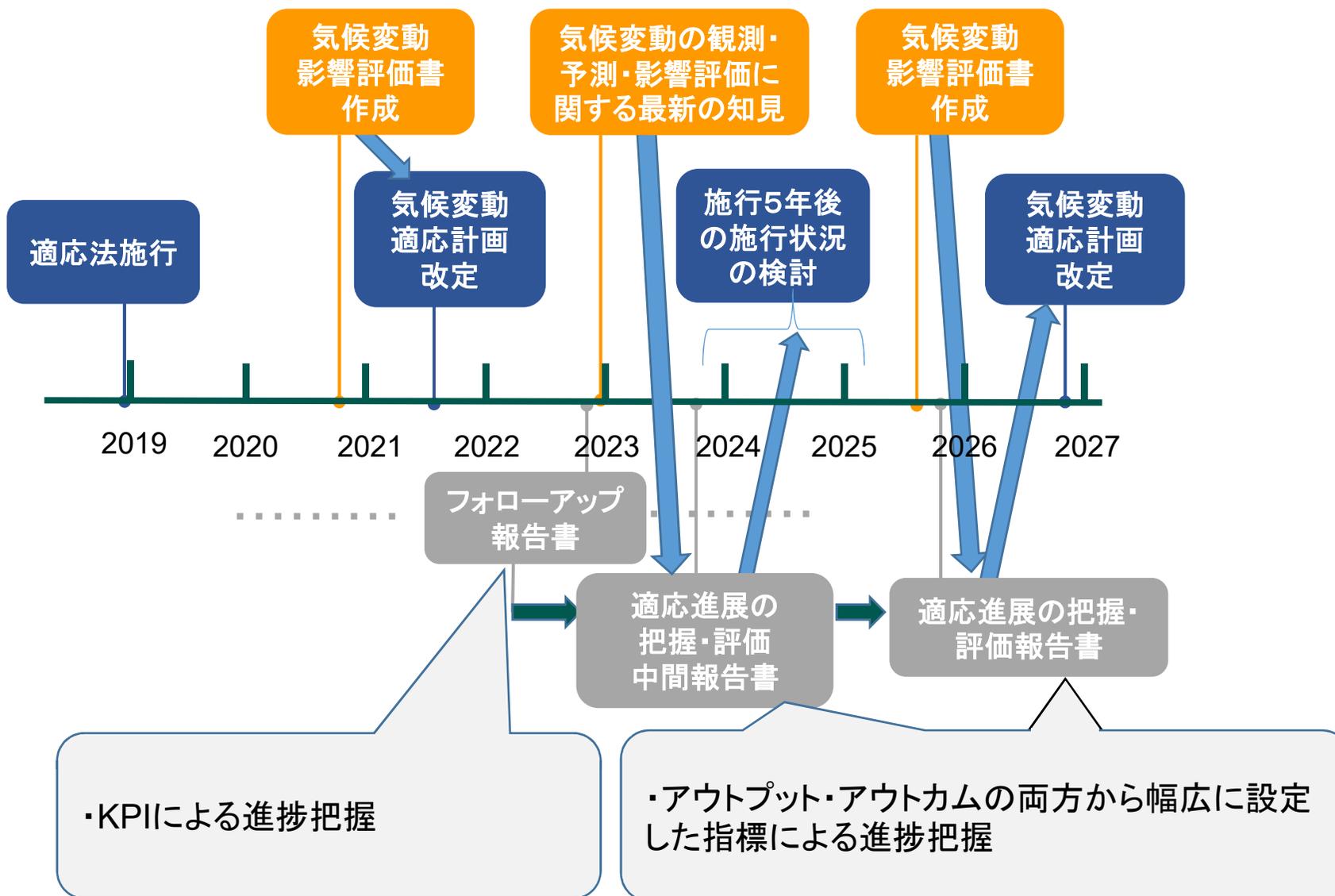
- ・ 毎年度、短期的な施策の進捗を確認する。
- ・ KPIは原則アウトプット指標から選定する。

■ 幅広い指標による、中長期的な気候変動適応の進展把握 (赤枠)

- ・ 分野ごとに施策実施による適応の進展を確認する。
- ・ 進展を確認するため、アウトプット・アウトカムの両方から幅広く指標を選定する。

(参考) 気候変動適応計画のPDCAの進め方

■ 今後のPDCA枠組み



(参考) 対策評価指標(KPI)を設定する項目

■ 気候変動適応計画の目次(第2章、第3章)

- 対策評価指標(KPI)は、「①分野別施策」「②基盤的施策」について設定する。

①分野別施策		②基盤的施策	
気候変動適応計画の目次(抜粋)			
第2章	気候変動適応に関する分野別施策	第3章	気候変動適応に関する基盤的施策
第1節	(1) 農業に関する適応の基本的な施策 (2) 森林・林業に関する適応の基本的な施策 (3) 水産業に関する適応の基本的な施策 (4) その他の農業、森林・林業、水産業に関する適応の基本的な施策	第1節	気候変動等に関する科学的知見の充実及びその活用に関する基盤的施策
第2節	(1) 水環境に関する適応の基本的な施策 (2) 水資源に関する適応の基本的な施策	第2節	気候変動等に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行う体制の確保に関する基盤的施策
第3節	(1) 陸域生態系に関する適応の基本的な施策 (2) 淡水生態系に関する適応の基本的な施策 (3) 沿岸生態系に関する適応の基本的な施策 (4) 海洋生態系に関する適応の基本的な施策 (5) 生物季節に関する適応の基本的な施策 (6) 分布・個体群の変動に関する適応の基本的な施策	第3節	地方公共団体の気候変動適応に関する施策の推進に関する基盤的施策
第4節	(1) 水害に関する適応の基本的な施策 (2) 高潮・高波等に関する適応の基本的な施策 (3) 土砂災害に関する適応の基本的な施策 (4) その他(強風等)に関する適応の基本的な施策	第4節	事業者等の気候変動適応及び気候変動適応に資する事業活動の促進に関する基盤的施策
第5節	(1) 暑熱に関する適応の基本的な施策 (2) 感染症に関する適応の基本的な施策 (3) その他の健康への影響に関する適応の基本的な施策	第5節	気候変動等に関する国際連携の確保及び国際協力の推進に関する基盤的施策(開発途上国への支援)
第6節	(1) 産業・経済活動に関する適応の基本的な施策 (2) 金融・保険に関する適応の基本的な施策 (3) 観光業に関する適応の基本的な施策 (4) その他の影響(海外影響等)に関する適応の基本的な施策		
第7節	(1) インフラ、ライフライン等に関する適応の基本的な施策 (2) 文化・歴史などを感じる暮らしに関する適応の基本的な施策 (3) その他(暑熱による生活への影響)に関する適応の基本的な施策		

(参考)気候変動適応法抜粋

○気候変動適応法

(気候変動適応計画の策定)

第七条 政府は、気候変動適応に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、気候変動適応に関する計画(以下「気候変動適応計画」という。)を定めなければならない。

2 気候変動適応計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(略)

3 環境大臣は、気候変動適応計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 環境大臣は、気候変動適応計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。

5 環境大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、気候変動適応計画を公表しなければならない。

(気候変動適応計画の変更)

第八条 政府は、最新の第十条第一項に規定する気候変動影響の総合的な評価その他の事情を勘案して、気候変動適応計画について検討を加え、必要があると認めるときは、速やかに、これを変更しなければならない。

2 前条第三項から第五項までの規定は、気候変動適応計画の変更について準用する。

(評価手法等の開発)

第九条 政府は、前条第一項の規定による検討に資するため、気候変動適応計画の実施による気候変動適応の進展の状況をよりの確に把握し、及び評価する手法を開発するよう努めるものとする。

(気候変動影響の評価)

第十条 環境大臣は、気候変動及び多様な分野における気候変動影響の観測、監視、予測及び評価に関する最新の科学的知見を踏まえ、おおむね五年ごとに、中央環境審議会の意見を聴いて、気候変動影響の総合的な評価についての報告書を作成し、これを公表しなければならない。ただし、科学的知見の充実その他の事情により必要があると認めるときは、その期間を経過しない時においても、これを行うことができる。

2 前項の報告書を作成しようとするときは、環境大臣は、あらかじめ、その案を作成し、関係行政機関の長と協議しなければならない。